

2022年(令和4年度)雇用保険料率変更について

雇用保険料率の引き上げを盛り込んだ雇用保険法改正案などが閣議決定されました。料率に関しては、2段階の引き上げです。

今は労使で賃金の計0.9%を負担する保険料率(一般事業)が、4~9月は0.95%、10月~2023年3月は1.35%になります。

給与計算で、従業員さんに影響が出てくるのは10月以降になります！

事業の種類	令和4年4月~9月	令和4年10月~
一般の事業	労働者 3/1000 事業主 6.5/1000 (うち二事業 3.5/1000) 全体 9.5/1000	労働者 5/1000 事業主 8.5/1000 (うち二事業 3.5/1000) 全体 13.5/1000
農林水産業 及び清酒製造業	労働者 4/1000 事業主 7.5/1000 (うち二事業 3.5/1000) 全体 11.5/1000	労働者 6/1000 事業主 9.5/1000 (うち二事業 3.5/1000) 全体 15.5/1000
建設業	労働者 4/1000 事業主 8.5/1000 (うち二事業 4.5/1000) 全体 12.5/1000	労働者 6/1000 事業主 10.5/1000 (うち二事業 4.5/1000) 全体 16.5/1000